

箕面市民会議会則

(名称)

第1条 この会は、箕面市民会議（以下「市民会議」という。）と称する。

(目的)

第2条 市民会議は、市民と行政と一緒に考え、住み続けたいまちを協働して創造することにより、夢のある将来都市「みのお」を実現するため、箕面市（以下「市」という。）に対し平成23年度から始まる次期市総合計画がより多くの市民に賛同が得られるような基本構想策定に向けた提言を平成20年秋までに行うことを目的とする。

(組織)

第3条 市民会議は、次の各号のいずれかに該当するもので前条の目的に賛同するもの（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 市内在住または在職若しくは在学の16歳以上の者
- (2) 市と包括協定を締結している大学の学生

(世話人)

第4条 市民会議に、次の世話人を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 1名
- (5) 運営委員 若干名

2 世話人は、全体会議において選任し、代表、副代表、会計、監事は世話人の互選で決定する。

3 世話人の任期は1年とする。

(世話人の職務)

第5条 代表は、市民会議を代表し、その業務を総括する。

- 2 副代表は、代表を補佐する。
- 3 会計は、会計事務を担当する。
- 4 監事は、会計事務を監査する。

(全体会議)

第6条 市民会議に全体会議を置く。

- 2 全体会議は、委員をもって組織する。
- 3 全体会議は、代表が招集し、その議長となる。
- 4 全体会議は、次に掲げる事項について審議し決議する。
 - (1) 提言書作成に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び決算に関すること。
 - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (5) 世話人の選任に関すること。
 - (6) その他市民会議の運営上必要な事項に関すること。

(世話人会)

第7条 市民会議に、世話人会を置く。

- 2 世話会は、代表、副代表、会計、運営委員をもって組織し、必要に応じて代表が招集し、その議長となる。
- 3 世話会は、次に掲げる事項について審議する。
 - (1) 全体会議に付議する事項に関すること。
 - (2) 分科会との連絡・調整に関すること。
 - (3) この会則の定めるところにより世話会において決議すべきものとされたこと。

(分科会)

第8条 市民会議に、次に掲げる分野ごとの分科会を置く。

- (1) 箕面の魅力UPで憧れのまちに
 - (2) 人と人が関わり、人が育つ
 - (3) 環境を大切に暮らす
 - (4) すべての人に安心を
 - (5) 市民がまちづくりの主人公
 - (6) 市役所にもっと経営感覚を
- 2 分科会は、当該分野に属する事項について調査審議の上、全体会議に提案する。
 - 3 委員は、少なくとも一以上の分科会に属するものとする。
 - 4 分科会に、リーダー、サブリーダーを置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
 - 5 リーダーは、当該分科会の業務を総括する。
 - 6 サブリーダーは、リーダーを補佐する。
 - 7 分科会間の連携を図るため、リーダー・サブリーダー会議を開催することができる。

(アドバイザー)

第9条 市民会議に、その事業の執行に関し助言を受けるため、アドバイザーを置くことができる。

(会計年度)

第10条 市民会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費)

第11条 市民会議の経費は、市補助金、その他の収入をもって充てる。

(予算)

- 第12条 代表は、毎会計年度の予算案を作成しなければならない。
- 2 代表は、既定の予算に追加その他変更を加える必要が生じたときは、補正予算案を作成することができる。
 - 3 前二項の予算案は、全体会議の決議を経なければならない。

(決算)

- 第13条 代表は、毎会計年度の終了後速やかに、決算書及び事業報告書を作成し、監事の監査に付さなければならない。
- 2 代表は、前項の規定により監事の監査に付した決算書及び事業報告書を監事の意見を付けて全体会議の認定に付さなければならない。

(事務局)

第14条 市民会議の事務局は、世話会に置く。

(運営)

第 1 5 条 この会則に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

(補則)

第 1 6 条 この会則及び前条に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、世話人会の決議を経て代表が別に定める。

附 則

この会則は、平成 1 9 年 1 0 月 1 8 日から施行する。